

○国立大学法人筑波技術大学研究生規程

平成 17 年 10 月 3 日
規 程 第 7 6 号

最終改正令和 7 年 3 月 2 8 日規程第 38 号

国立大学法人筑波技術大学研究生規程

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 37 条及び第 69 条に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 本学に研究生として入学できる者は、学部の研究生にあつては、大学を卒業した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認められた者、大学院の研究生にあつては、修士課程を修了した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認められた者で、産業技術学部、保健科学部、共生社会創成学部、技術科学研究科産業技術学専攻及び保健科学専攻にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業技術学部又は技術科学研究科産業技術学専攻においては、聴覚障害者で両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。
- (2) 保健科学部又は技術科学研究科保健科学専攻においては、視覚障害者で両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の写真、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。
- (3) 共生社会創成学部共生社会創成学科(聴覚障害コース)においては、聴覚障害者で両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のもの、同学部共生社会創成学科(視覚障害コース)においては、視覚障害者で両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の写真、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることになると認められるものとする。
- (4) 現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される者

(入学の出願)

第 4 条 学部又は大学院の研究生として入学を志願する者は、入学願書に第 10 条に規定する検定料および所定の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第10条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年の範囲内で許可を得て期間を延長することができる。

(指導教員等)

第8条 研究生は、指導教員の下に研究に従事するものとする。

2 前項の指導教員は、第5条の選考の際、学長が指名するものとする。

3 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、授業科目担当教員の許可を受け、講義、実習等の授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

4 第3条第1号から第3号に該当して入学する研究生が単位を修得しようとするときは、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

(研究の修了)

第9条 研究生が所定の期間在学し、その研究を修了した場合には、研究成果の概要等を記載した別記様式の研究生研究修了届を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究修了者に対し、本人の請求により証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学の定める額とする。

(現職教育のために派遣される者の授業料等)

第11条 第3条第4号に規定する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

(既納の授業料等)

第12条 納付した検定料、入学料及び授業料は返納しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程に定めがある場合は、この限りでない。

(実験実習費)

第13条 実験実習に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則及び国立大学法人筑波技術大学学生規程(平成17年規程第77号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から運用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、同年4月1日から運用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（表）

研 究 生 研 究 修 了 届

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

所 属
学 籍 番 号
氏 名

研究生として、下記のとおり研究を修了しましたのでお届けします。

記

研究期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日（か月）
研究課題	
指導教員名	
研究成果 の概要	

（裏）

研究生授業科目聴講表

所属		氏名	
----	--	----	--

科目番号	授業科目名	学期・曜時限	担当教員氏名

指導教員 の所見	所属 職名 氏名
-------------	----------------

(注) 研究生の氏名は本人が，担当教員及び指導教員の氏名は
当該教員が署名すること。